

小松都市計画高度利用地区の変更（小松市決定）

都市計画高度利用地区を廃止する。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

土地の合理的かつ健全な高度利用の促進を図ることにより、都市機能及び都市環境の向上を図るため、当該地区を高度利用地区として計画した。

市街地再開発事業により昭和 55 年に複合施設を建築することで、細分化された敷地の統合や市街地の不燃化等の目的は達成された。

その後、経営不振により建築物を取り壊し、平成 10 年から市営立体駐車場として利用してきたところであり、隣接するエリアの商業施設の進出・撤退に応じて地区の拡張など検討を進めてきた。

今回、当該地区に隣接するエリアの「(仮称) 小松駅南ブロック複合施設」の計画により、当該地区を含めた小松駅南ブロックの活用方法が具体化し、当該地区は引き続き市営立体駐車場として利用されること、また、当該地区の用途地域が、容積率や建ぺい率など市営立体駐車場として利用する条件を満足していることから、高度利用地区を廃止するものである。

小松都市計画高度利用地区の変更（小松市決定）

都市計画高度利用地区を廃止する。

<廃止>

朱書きは変更前

種 類	面 積	建築物の 延べ面積 の敷地面 積に対す る割合の 最高限度	建築物の 延べ面積 の敷地面 積に対す る割合の 最低限度	建築物の 建築面積 の敷地面 積に対す る割合の 最高限度	建築物の 建築面積 の最低限 度	備 考
高度利用地区 (小松駅前 第3地区)	約 0.2ha	50/10 以下	17/10 以上	8/10 以下	200 m ² 以上	小松市土居原町 の一部
—	—	—	—	—	—	廃止
<p style="color: red;">ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項各号のいずれかに該当する建築物にあっては 9/10、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第 4 項第 1 号に該当する建築物にあっては 10/10 とする。</p>						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

土地の合理的かつ健全な高度利用の促進を図ることにより、都市機能及び都市環境の向上を図るため、当該地区を高度利用地区として計画した。

市街地再開発事業により昭和 55 年に複合施設を建築することで、細分化された敷地の統合や市街地の不燃化等の目的は達成された。

その後、経営不振により建築物を取り壊し、平成 10 年から市営立体駐車場として利用してきたところであり、隣接するエリアの商業施設の進出・撤退に応じて地区の拡張など検討を進めてきた。

今回、当該地区に隣接するエリアの「(仮称) 小松駅南ブロック複合施設」の計画により、当該地区を含めた小松駅南ブロックの活用方法が具体化し、当該地区は引き続き市営立体駐車場として利用されること、また、当該地区の用途地域が、容積率や建ぺい率など市営立体駐車場として利用する条件を満足していることから、高度利用地区を廃止するものである。